

機関番号：13103

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530833

研究課題名(和文) 判決書を活用した人権教育としての市民性育成教育に関する日韓の授業研究

研究課題名(英文) Japan-Korea co-operate study of citizenship education as the human rights education utilized judgment material

研究代表者

梅野 正信 (UMENO MASANOBU)

上越教育大学・大学院学校教育研究科・教授

研究者番号：50203584

研究成果の概要(和文)：

本研究では、児童・生徒に期待される市民性、公的判断の確認と理解を促進する学習過程を日本と韓国の研究者・教育者(授業者)による授業開発研究である。授業研究では、国際的及び国内における人権教育の進展をふまえ、児童虐待、いじめ、セクハラ、ネット上の名誉毀損、ハンセン病、水俣病、戦後補償裁判など、身近な問題から社会的課題に至る諸課題に関する日本の判例を用いて教材を開発し、同一の判決書教材を日本と韓国の小中学校(日本では高校)で授業化した。

研究成果の概要(英文)：

In this study we expect in a learning process to promote citizenship, and confirmation and the understanding of the public judgment. For this study, we developed the teaching materials using child abuse, bullying, sexual harassment, the Libel in the Internet, Hansen's disease, Minamata disease on the basis of progress of the human rights education in our country. We had selected nationwide problems or the familiar problems, and we used same judgment materials on Japan and a Korean elementary and junior high school.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：判決書教材、人権教育、市民性育成教育、社会科教育、総合学習

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 市民社会は、多元的な諸価値、諸生活形態のもとに人々を共存させ、並存せしめる原則と適用とを、教育を通して未成年者及び成員を市民となさしめることにより、社会的機能の根幹を維持させる人為的な社会である。このための教育は、市民社会と法の理念、原則をただ周知するだけでは足りず、現実には生起する個別事実に対応させる判断、人々の眼前に生起する事実に適用させるべき判断の技術まで学習することで、はじめて実体をもつことになる。

(2) 社会科や総合的な学習の時間等においては、これまでも、社会的合意や調整に資する知識や能力の育成を目的として、多様な学習内容、討論やディベートを取り入れた授業等が取り組まれてきた。しかし、合意や調整は、原理的学習やその適用の技法のみならず、(たとえば日本ならば、戦後)日本が積み重ねてきた社会的・公的判断に際しての調整や合意をめぐる事実と論理、すなわち良識的判断の水準、とりわけ生存権と人格権にもとづく、人権尊重に係わる公的判断の水準が、(批判的視点を含めて)議論の前提に共有されておくことが、不可欠である。(相対的価値の並立、混乱、定見な調和ではない)多元的価値の並存、個人の価値と権利(権利の限界)、より安定的に自らの自然権を保持する目的で承認した受容した公共性に関わる優先順位と判断順位について、具体的な事例を通して繰り返し学び、知識や能力を習得、熟知していくことが期待されている。

(3) 本研究は、以上の趣旨をふまえ、児童・生徒に期待される市民性の育成に関わり、公

的判断の確認と理解を促進する学習過程を重視する、人権教育としての市民性育成教育に関する、日本と韓国の研究者・教育者(授業者)による授業開発研究で、児童・生徒の市民性の基礎となる良識的判断を学ぶ教材として、一定の評価を得た判決から教材(判決書教材)を作成し、授業を開発・実施した。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、児童・生徒の市民性の基礎となる良識的判断の基礎を習得するため、人権教育の視点から、身近な事例から社会的課題に関する多様な判例を用いた教材(判決書教材)を活用することで、日本における社会的課題、課題に対する日本社会の公的判断の到達点、水準の共有化をはかり、あわせて、議論や合意の前提として確認され、踏まえらるべき、判断基準を確認、習得することを目的とした学習過程を検討する。

## 3. 研究の方法

本研究は、児童・生徒の市民性の育成を目的とし、その基礎となる良識的判断を学ぶ教材として、法学・教育法学等で安定した評価を得た判決を用いる教材(判決書教材)を活用し、授業を行った。

## 4. 研究成果

(1) 2008年度は、「電子掲示板上的名誉毀損事件」(東京高裁 2002年12月25日)に関する判決書教材を用いた教材化・授業開発・授業研究に取り組んだ。

① 8月21日日・韓共同研究者による教材・授業検討(上越市)

②11月12-13日鈴木克典(上教大附属中学校3年生) [授業実施]

③12月8、12日泉豊(上教大附属小学校4年生) [授業実施]

④9日朴炯我(清州市・佳景中學校3年生) [授業実施]

⑤10日李恵暎(議政府市・孝子初等学校5年生) [授業実施]

授業実施の後、授業記録作成について、2009年1月にソウルで協力者会議を開催し、1月～3月にかけて、各授業者がそれぞれの授業記録を整理した。

(2)2009年度は、8月に東京で協力者会議を実施し、日本と韓国の小学校、中学校教諭と検討・協議をした結果、「いじめ」事件を取り上げるようになった。その後、小学校では「三室小学校事件」(埼玉地裁判決)、中学校では「津久井中学校事件」(東京高等裁判決)の判決書教材を韓国語に翻訳し、12月以降、日本と韓国で小・中学校の教師が実施した。20年度の成果は、6月と12月に開催された、日本と韓国の国際理解教育学会で報告した。

取りあげ、「いじめ事件」の教材化・授業開発・授業研究に取り組んだ。

①6月13-14日「判決書を活用した人権教育としての市民性育成教育に関する日韓の授業研究」(梅野正信、釜田、泉豊、鈴木克典、二谷貞夫、金恩淑、李恵暎、朴炯我、宮藺衛)日本国際理解教育学会第19回研究大会・自由研究発表。

②8月14日 日・韓共同研究者による教材・授業検討(東京)

③10月30日 鈴木克典(新潟県刈羽村立刈羽中学校)

④12月15-16日 朴炯我(佳景中學校)

23日 李恵暎(孝子初等学校)

⑤1月29日 泉豊(長岡市立西谷小学校)

⑥11月13-14日「人権教育のための日韓共同の授業研究-電子掲示板上的の名誉毀損事件判決書を活用して-」第10回韓国国際理解教育学会。

(3)2010年度は、7月4日「判決書を活用した日韓授業開発研究-いじめ事件判決の教材・授業研究-」(梅野正信)日本国際理解教育学会第20回研究大会・自由研究発表を行い、12月にソウルと日本で実践検討会議を開き、あわせて報告書原稿について検討・修正を行った。

(4)授業検討の結果は、冊子体(A4版タテ170頁)として製本印刷し、2011年6月19日に日本国際理解教育学会・自由研究報告として成果を報告する。

(5)本研究では、授業実践・授業比較とともに、判決書を用いた市民性育成教育と、市民性教育研究、人権教育研究、国際理解教育研究等との関係、また総合的な学習の時間における取組みの意義を考察した。

(6)市民性教育では、池野範男(広島大学)を中心とする研究がある。池野は、英国のシティズンシップ教育研究から、日本における教材開発に関する共同研究、事例に基づく授業開発研究に取り組んでいる。海外における研究の紹介・分析、日本における事例開発・授業開発が進められてきたが、日本における公的判断の推移を、理念的段階ではふまえているが、公的な判断基準を事例段階で根拠づけることのできる、日本社会の公的判断を用いた授業開発は、多く見られない。本研究は、これらの研究成果を尊重しながら、日本社会に生起し、社会的、公的に認識される課題を対象とする教材・授業開発研究であり、さらに、このような市民社会の公的な課題が、日本と韓国の教室において共有され、期待される良識的判断を学習することを目的とした教材開発・授業開発に焦点をあてるものであ

る。

(7) 教育法学的研究では、市川須美子、船木正文、安藤博らによる研究など、学校関係の事件についての事例研究、外国研究の紹介など、数多くの成果がみられる。本研究は、教育法学が直接の検討対象としてこなかった、授業資料の作成や研修資料の作成、授業実践等を目的とするものである。また、森部英生によるADR研究においても、人権尊重の視点、被害救済の視点から、事実認定を基盤におく適切で公的な判断と予見可能性の判断が、合意形成の前提となる共有された認識、公的判断の到達水準が前提として求められることになろう。このような解決のプロセスにおいてさえ、公的判断の水準を無視するわけには、いかないように思われる。異なる立場、異なる正義を合意に向かわせる際に、人権尊重の視点、被害救済の視点をふまえた議論や合意の前提、信頼をおかざるをえない社会的・公的な判断とその根拠の水準をふまえておくことは不可欠と思われる。

(8) 国際理解教育研究では、日本国際理解教育学会として取り組まれた科研報告において、国際理解教育の「学習領域の構造」と「実践的枠組」が示される中で、授業・教育実践を、多文化社会、グローバル社会、地球的課題、未来への選択、等のカテゴリーに分け、「人権」を「地球的課題」の一つに位置づけられ。また、海外のシティズンシップ教育に関する研究では、人権意識や感覚、態度や行為を求める実践が紹介されてきたが、日本国内での授業分析・開発研究としては、多くみられない。人権は確かに「地球的課題」であるし、前記科研報告書でも、「基礎的概念」「グローバルイシュー」「国際的基軸」「日常生活」「体験知から学習知へ」など、人権教育の多様な枠組み、主題、スタイルの存在に留意しているが、市民社会の成立が自然権の保障を

介した人為的契約であることを考えれば、学会の趣旨から見ても、いささか過小な取り扱いにあるといえよう。国際理解教育が総体としてあらゆる人々の人権保障、人権回復を共有するものと理解すべきかと思われる。

(9) 『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(文科省・2008年)には、「日常生活や社会とのかかわりの中から見出される仮題は、『答えが多様で定まらない問い』といった性質のものであることが多い。」「答自ら課題を見付けとは、そうした問題と向き合って、自分で取り組むべき課題を見出すことである。」「探究している課題が、社会で解決が求められている切実な問題と重なり合っていることを知り、さらにそれに尽力している人と出会うことにより、問題意識は一層深まる。同一の学習対象でも、個別に追究する児童の課題が多様であれば、お互いの情報を結び合わせて、現実の問題の複雑さや総合性に気付くこともある。」\*3。このような、「容易には解決に至らない」課題は、大切な学習課題、将来良識ある市民となる子どもたちにとって意義深い学習課題であるといえる。課題を探求し、人々の隠された痛みと苦しみを想像、洞察する学習、問題の確認だけでなく、社会が積み上げてきた良識的な判断を学ぶ学習として、判決書を用いた人権紀要行くとしての市民性育成教育は、総合的な学習の時間を活用して取り組まれるよう、期待したい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計12件)

①梅野正信「教育管理職のための法常識講座32-『被害集積の視点』を注視し、対応を変える時期を検討・判断するための教員研修資料-」、季刊教育法157、エイデル研究所、査

読無、2008年、pp. 46-51。

②梅野正信「教育管理職のための法常識講座 33-『殴打』『体罰』等の直後の児童生徒に対する衝撃緩和措置を検討するための教員研修資料-」季刊教育法 158、査読無、2008年、pp. 52-57。

③梅野正信「教育管理職のための法常識講座 34-遊びを装った暴力、いやがらせ、屈辱的行為をとまなういじめ、傍観者・同調者の問題性を検討するための教員研修資料-」『季刊教育法』159、査読無、2008年、pp. 34-39。

④梅野正信「教育管理職のための法常識講座 35-生徒間における非難・悪口等による精神的被害の違法性及び教師の対応の在り方を検討するための教員研修資料-」、季刊教育法 160、査読無、2009年、pp. 34-39。

⑤梅野正信「裁判資料を活用した『いじめ』授業プログラム」ストレスマネジメント研究 Vol. 5-1、日本ストレスマネジメント学会、査読有、2009年、pp. 9-14。

⑥梅野正信「教育管理職のための法常識講座 36 眼に障害を残した園児・児童生徒の事故・事件を検討するための教員研修資料」、季刊教育法 161、2009年、pp. 54-59。

⑦梅野正信「教育管理職のための-法常識講座 37 体罰の契機・背景を検討するための教員研修資料」、季刊教育法 162、エイデル研究所、2009年、pp. 50-55。

⑧梅野正信「教育管理職のための法常識講座 38 電子掲示板・チャット上の誹謗中傷(名誉毀損)行為に対する迅速な対処、対処の根拠を検討するための教員研修資料」、季刊教育法 163、2009年、pp. 68-73。

⑨梅野正信「教育管理職のための法常識講座 39 児童による暴力行為を誘発した担任教諭による発言の問題性、事件後における管理職・行政の対応のあり方等を検討するための教員研修資料」季刊教育法 164、2010年、

pp. 50-55。

⑩梅野正信「教育管理職のための常識講座 40 事件・事故発覚後における学校側による対応の在り方を検討するための教員研修資料」季刊教育法 165、2010年、pp. 54-59。

⑪梅野正信「法常識講座 41「加害者を特定できない事件に対する学校・教師の対応を検討するための教員研修資料」季刊教育法 166、2010年、pp. 62-67。

⑫梅野正信「法常識講座 42 二年近くいじめ行為を受けた生徒が、卒業後に加害生徒らと学校設置自治体に対して提訴した事例の教員研修資料」季刊教育法 167、2010年、pp. 62-67。

[学会発表](計3件)

①梅野正信、釜田聡、泉豊、鈴木克典、二谷貞夫、宮菌衛、キムウンスク、イヘヨン、パクキョンア「判決書を活用した人権教育としての市民性育成教育に関する日韓の授業研究」日本国際理解教育学会、2009年、同志社女子大学。

②梅野正信「判決書を活用した日韓授業開発研究」日本国際理解教育学会第20回研究大会・自由研究発表、2010年、聖心女子大学。梅野正信「判決書を活用した日韓授業開発研究

③梅野正信「人権教育のための日韓共同の授業研究-電子掲示板上の名誉毀損事件判決書を活用して-」韓国国際理解教育学会、2009年、梨花女子大学校。

[図書](計3件)

①梅野正信、二谷貞夫、釜田聡、井ノ口貴史、金恩祝、具蘭憲、朴中鉉『日韓で考える歴史教育』、明石書店、2010年、全249p

②日本学校教育学会編『学校教育の歴史・現状・課題』、教育開発研究所、2009年、全339p、分担「人権・同和教育に関する国の施策と実

践的取組課題」、pp.237-246。

③若井彌一，佐々木幸寿，梅野正信，古賀一博，安藤知子，他『教員の養成・免許・採用・研修』、教育開発研究所、2008年、全359p、分担「人権教育の推進と教員研修の課題」pp.154-159

[その他]

ホームページ等

<http://www.juen.ac.jp/lab/umeno/kaken09.htm>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

梅野 正信 (UMENO MASANOBU)  
上越教育大学・大学院学校教育研究科・教授  
研究者番号：50203584

### (2) 研究分担者

### (3) 連携研究者

宮菌 衛 (MIYAZONO MAMORU)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授  
研究者番号：00209909  
釜田 聡 (KAMADA SATOSHI)  
上越教育大学・大学院学校教育研究科・教授  
研究者番号：60345543